省　令

○総務省令第百十五号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十九日

総務大臣　新藤　義孝

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「大臣官房会計課長」の下に「、管区行政評価局長、四国行政評価支局長、沖縄行政評価事務所長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十四号

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を制定する。

平成二十五年十二月十九日

環境大臣　石原　伸晃

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四の次に次の二条を加える。

（都道府県知事が行う常時監視）

第十六条の五　法第二十二条第一項の規定により都道府県知事が行う常時監視は、各都道府県における大気の汚染の状況を的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行うものとする。

2　法第二十二条第二項の規定により都道府県知事が行う結果の報告は、毎年度、前項の規定による常時監視の結果を取りまとめ、環境大臣の定める日までに、環境大臣に提出することにより行うものとする。

（環境大臣が行う常時監視）

第十六条の六　法第二十二条第三項の規定により環境大臣が行う常時監視は、放射性物質の濃度及び放射線量を測定することにより行うものとする。

2　法第二十二条第三項の環境省令で定める放射性物質は、大気中の放射性物質とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（結果の公表）

第十八条の二　法第二十四条第一項の規定により都道府県知事が行う大気の汚染の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　法第二十四条第二項の規定により環境大臣が行う放射性物質による大気の汚染の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第二条　水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

第九条の四の次に次の三条を加える。

（都道府県知事が行う常時監視）

第九条の五　法第十五条第一項の規定により都道府県知事が行う常時監視は、各都道府県における公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行うものとする。

2　法第十五条第二項の規定により都道府県知事が行う結果の報告は、毎年度、前項の規定による常時監視の結果を取りまとめ、環境大臣の定める日までに、環境大臣に提出することにより行うものとする。

（環境大臣が行う常時監視）

第九条の六　法第十五条第三項の規定により環境大臣が行う常時監視は、放射性物質の濃度を測定することにより行うものとする。

2　法第十五条第三項の環境省令で定める放射性物質は、公共用水域の水中及び地下水中の放射性物質とする。

（結果の公表）

第九条の七　法第十七条第一項の規定により都道府県知事が行う公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　法第十七条第二項の規定により環境大臣が行う放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（環境省組織規則の一部改正）

第三条　環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による地下水の水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

附　則

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。